

「適正な価格転嫁応援プロジェクト委託業務」委託先候補者  
選定に係る企画提案公募要領

沖縄県では、「適正な価格転嫁応援プロジェクト委託業務」の実施に係る委託事業者を以下の要領で広く公募する。

1 事業名

適正な価格転嫁応援プロジェクト委託業務

2 事業目的

物価高騰等によるコスト高への対応や従業員の処遇改善等により適正な価格転嫁に取り組む県内中小企業等において、持続的な賃上げや経営の安定化等を実現するためには、人件費や資材価格の高騰などのコスト増を適切に取引価格へ転換できる環境づくりや気運醸成が重要である。

そのため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）」を活用し、県内中小企業等に対して専門家の派遣等を含めた、プッシュ型による徹底した伴走支援を実施することにより、適切な価格転嫁の推進を図る。

なお、受託者は、以下に関する業務を行う。

- (1) 支援先の掘り起こし
- (2) 県内の中小・小規模企業者の適正な価格転嫁等に向けた伴走支援

3 応募者の資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に本店又は主たる事務所を設置していること。コンソーシアムで提案を行う場合には、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 沖縄県が取り組んでいる中小企業支援策等について深く理解し、別添仕様書に基づく業務内容を的確に遂行するに足りる組織、人員等を有していること。
- (3) 沖縄県、官公庁等行政機関で類似の受託実績があり、想定する業務期間内において、別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有すること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (5) コンソーシアムの場合は、構成員で協定を締結すること。
- (6) コンソーシアムの場合は、管理法人を1社置くものとし、代表法人が応募するものとする。

- (7) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。  
また、コンソーシアムの構成員は、法人単体で応募することはできない。
- (8) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項(※)の規定に該当しない法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (9) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第 2 項(※)の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (11) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (12) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (13) 労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (14) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。

※地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。  
(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

#### 4 委託する業務内容

企画提案仕様書を参照すること。

#### 5 企画提案上限額

175,000,000 円以内(消費税及び地方消費税込み)

※この金額は企画提案応募により設定したものであり実際の契約額とは異なる

#### 6 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年3月 31 日まで

#### 7 応募の手続き等

##### (1)応募に係る質問

ア 受付期間 公募開始日～令和8年2月9日(月) 15 時必着

イ 質問方法 質問書【様式 11】によりメールで提出すること。

ウ 送付先 <aa055204@pref.okinawa.lg.jp>(産業政策課代表メールアドレス)

<ireiyuu@pref.okinawa.lg.jp> (担当メールアドレス)

<shiromrk@pref.okinawa.lg.jp> (担当メールアドレス)

<oohamaka@pref.okinawa.lg.jp> (副担当メールアドレス)

※メール件名に「適正な価格転嫁応援プロジェクト委託業務公募に関する質問」と記載願います。

エ 回答方法 産業政策課ホームページに掲載し、最終回答は令和8年2月 10 日(火)までに行う予定。

##### (2)提出書類の受付期間等

ア 受付期間 令和8年2月3日(火)～令和8年2月 13日(金) 15 時必着

イ 提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県庁8階沖縄県商工労働部産業政策課(担当:伊礼、城間)

ウ 提出方法 電子メール等でのデータ提出により提出すること。

エ 提出書類 「8 提出書類」に定める書類

## 8 提出書類等

### (1) 応募書類及び提出部数

#### ① 申請書類【電子データ式】

ア 企画提案応募申請書 ..... 【様式1】

イ 会社概要表(コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること) ..... 【様式2】

ウ コンソーシアム構成書(コンソーシアムの場合に限る) ..... 【様式3】

エ 類似・関連事業実績書(過去3年以内) ..... 【様式4】

※ コンソーシアムの場合は、構成員の全てについて提出すること。

オ 執行体制図 ..... 【様式5】

カ 企画提案書 ..... (任意様式)

※ 審査員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。

※ 縦置き・横書きを基本とし、必要に応じて横置き・横書きを可とする。

キ 事業実施スケジュール表 ..... (任意様式)

ク 経費見積書 ..... 【様式6】

ケ その他提案に関する資料(企画提案書添付資料等)

※ ア～ケの書類について、ファイル毎に提出し、各ファイル名には書類の名称及び様式番号を記載すること。

なお、ア～ケの順にファイル名の先頭に01～08の番号を付すこと。

※ 押印を要する様式については、正本1部に押印し、電子データで提出すること。なお、正本については、申請者の責任で保管すること。

#### ② 添付書類【電子データ】

ア コンソーシアム協定書(コンソーシアムの場合に限る) ..... (任意様式)

イ 委任状(コンソーシアムの場合に限る) ..... 【様式7】

ウ 誓約書 ..... 【様式8】

エ 定款及び寄附行為(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)

オ 応募者の概要が分かるもの(会社案内等)

カ 直近3事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類

キ 直近3年間の県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを確認でき

## る書類

- ク 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）。なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式9】を提出すること。
- ※ ア～ケの書類について、ファイル毎に提出し、各ファイル名には書類の名称及び様式番号を記載すること。  
なお、ア～ケの順にファイル名の先頭に01～08の番号を付すこと。
- ※ 押印を要する様式については、正本1部に押印し、電子データで提出すること。  
なお、正本については、申請者の責任で保管すること。

## ③ その他書類【電子データ】

- ア 申請受理票 ..... 【様式10】  
※提出書類受理確認後、当該受理票を送付する。
- イ 質問書 ..... 【様式11】

(2) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本的な方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約できることのみ表明すること。

なお、委託候補者の選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

## 9 スケジュール

日 程	内 容
令和8年2月9日（月）15時（必着）	質問受付期限
令和8年2月13日（金）15時（必着）	申請書類等提出期限
令和8年2月16日（月）午後	審査委員会開催日
令和8年2月下旬（予定）	審査結果の通知及び契約締結

## 10 事業者の選定

### (1) 選定の方法

- ア 沖縄県商工労働部に設置する委託先候補者選定委員会において、提案書並びに提案者のプレゼンテーションに基づき審査を行い、委託先候補者の優先順位を決定する。
- イ 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行い（1次審査）、1次審査に合格した事業者を対象に、選定委員会において応募者によるプレゼンテーション審査を行う（2次審査）。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等について

ては、審査対象外とする。また、2次審査は必要に応じて書面で行う。

- ウ 審査にあたり、事前に沖縄県職員をもって、申請内容を確認するための聴き取りをさせることがある。
- エ 選定委員会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じない。
- オ 評価委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- カ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

## (2) 主な評価項目

### ① 適合性

本委託業務の趣旨及び目的を理解した提案となっているか。

### ② 具体性

提案内容が、具体的かつ効果的なものとなっているか。

### ③ 実行性

提案内容を確実に実施できる能力及び体制等を有しているか。

### ④ 経済性

経費見積が、妥当かつ効率的なものとなっているか。

### ⑤ 総合評価

上記の審査項目を踏まえた総合評価

## (3) 審査委員会の概要

ア 日時:令和8年2月 16 日(月)午後

イ 場所:沖縄県庁内会議室(予定)

ウ 説明内容:提出した書類に基づき行うこと。

エ 説明者:2名程度

オ 結果の通知

審査結果は、県から電子メールで送信した後、追って書面にて通知する。

## 11 契約

### (1) 契約の締結

委託候補者と業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約を締結する。

### (2) 契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。なお、契約締結後、委託費に

については、県と調整の上、概算払い請求することができる。

(3) 契約金額

契約金額については、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項

委託候補者との協議事項とする。

- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則 抜粋(契約保証金について)

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 12 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があつた場合
- エ 応募要領に違反すると認められる場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行つた場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があつた場合

- (2) 書類提出に当たつて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とす

る。

- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微なものを除き、原則として認めない。
- (4) 企画提案応募申請書等の作成に要する経費等、本事業の応募に要した経費については、応募者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案応募申請書等については返却しない。
- (6) 委託事業者の選定に関する審査内容や経過等については公表しない。
- (7) 審査の結果については、申請書を提出した者に対して文書で通知する。
- (8) 本件について検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県(産業政策課)と委託事業者が協議するものとする。
- (9) その他詳細は、適正な価格転嫁応援プロジェクト委託業務企画提案仕様書による。

**【問い合わせ及び提出先】**

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県庁8階沖縄県商工労働部産業政策課(担当:伊礼、城間)

TEL:098-866-2330 FAX:098-866-2440